

1 1 6 . 0 2

識別番号付与に係る外国人の住所若しくは
は居所又は氏名若しくはは名称の原語表記
の届出について

識別番号付与に係る手続をした者（[特例法施行規則第3条第1項](#)の規定による請求をした者及び [同条第3項各号](#)に掲げる手続をした者）で外国人の住所若しくは居所又は氏名若しくはは名称の原語表記を届け出るときは、原語表記届（[書式第5](#)）により行うことができることとする。

なお、原語表記の届出ができるのは、識別番号付与に係る外国人の住所若しくは居所又は氏名若しくはは名称をローマ字で表記できる場合である。

（改訂平成23・11）